## 別表八(二)の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第23条の2 (外国子会社から受ける配当等の益金不算入)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「発行済株式等の保有割合 5」の欄は、内国法人 が外国子会社(法第23条の 2 第 1 項に規定する外国 子会社をいいます。以下この記載要領において同じ です。)から受ける剰余金の配当等の額(同項に規 定する剰余金の配当等の額をいいます。以下この記 載要領において同じです。)の令第22条の 4 第 1 項 《 外国子会社の要件等》に規定する支払義務が確定す る日(3において「支払義務確定日」といいます。) における同項各号に掲げる割合(3において「保有 割合」といいます。)を記載します。
- 3 「発行済株式等の通算保有割合6」の欄は、通算 法人が法第23条の2の規定の適用を受ける場合には、 当該通算法人が外国子会社から受ける剰余金の配当 等の額の支払義務確定日における当該通算法人(他 の通算法人を含みます。)の当該外国子会社に対す る保有割合を記載します。
- 4 「9」、「10」及び「13」から「17」までの各欄 の括弧の中には、外国通貨で表示した金額を記載し ます。
- 5 「(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の 額10」の欄は、外国子会社から受ける剰余金の配当 等の額に係る法第39条の2 (外国子会社から受ける

- 配当等に係る外国源泉税等の損金不算入》に規定する外国源泉税等の額を記載します。
- 6 「損金算入対応受取配当等の額の計算」の各欄は、 法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等 の額について、同条第3項又は第4項の規定を適用 する場合に記載します。この場合において、令第22 条の4第4項又は第5項に規定するその他合理的な 方法により計算した金額を法第23条の2第3項に規 定する損金算入対応受取配当等の額とするときは、 その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付 します。
- 7 「益金不算入の対象とならない損金算入配当等の 額16」の欄は、法第23条の2第2項第1号に掲げる 剰余金の配当等の額について同条第3項又は第4項 の規定を適用する場合には「(9)又は」を消し、同条 第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額について 同条第3項又は第4項の規定を適用しない場合には 「又は(15)」を消します。
- 8 「(16)に対応する外国源泉税等の額17」の欄は、 法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等 の額について同条第3項又は第4項の規定を適用す る場合には「(10)又は」を消し、同条第2項第1号 に掲げる剰余金の配当等の額について同条第3項又 は第4項の規定を適用しない場合には「又は((10)× (13))」を消します。